

子ども応援フェスタ（アートであそぼ！）会場設営等業務仕様書

1 業務名

子ども応援フェスタ（アートであそぼ！）会場設営等業務

2 履行期間

契約締結日から2025年9月27日（土）まで

3 概要

- (1) 事業名 子ども応援フェスタ（アートであそぼ！）（以下「フェスタ」という。）
- (2) 目的 「甲府市子ども未来応援条例」に基づき、甲府市（以下「委託者」という。）では、地域で子どもを応援する皆様と連携する中、「子どもが未来を築く機会づくり」として、子どもたちが多種多様な体験を出来る取組みを推進しており、他部署や他機関とも連携した子ども向けのプログラムを展開し、「子どもに夢を与える機会」を創出することを目的に本事業を開催する。
- (3) 日程 2025年9月27日（土）午前10時00分～午後4時00分
- (4) 場所 リッチダイヤモンド総合市民会館
- (5) 対象 小学生を主な対象とするが、未就学児や中学生の参加も可能
- (6) 入場料 無料
- (7) 内容 「子ども応援フェスタ（アートであそぼ！）」
（約30団体の出展を想定）
- ・和楽器演奏体験
 - ・工作体験
 - ・お絵描き体験
 - ・フラワーアレンジメント体験 など
- ※一部プログラムに事前予約制有り
- (8) その他 会場の使用可能日時は、次の通り

表1 会場使用可能日時（設営・撤去含む）

①会場名	使用可能日時	想定用途
リッチダイヤモンド 総合市民会館 ・1階 山の都アリーナ、 芸術ホール等 ・2階 講義室等	9月26日（金） 13:00～22:00 9月27日（土） 8:00～18:00	フェスタ設営等準備・運営・撤去

※会場は、委託者で確保済み。

4 業務内容

「3 概要」を踏まえ、以下の業務を行うものとする。

(1) 会場設営等業務

「子ども応援フェスタ（アートであそぼ!）」

各会場に簡易音響機材等の運搬及び設営指示等を行い、フェスタ終了後は、速やかに撤去し、清掃のうえ原状回復すること。また、設営物の机や椅子等については、一部会場備品を使用し、その他の設営物については次の規格を基本とするが、設営場所に不都合が生じる場合は、委託者と協議のうえ規格を決定するものとする。

山の都アリーナ等全面ヘシート（会場が用意）を敷く作業、会場備品の机や椅子を使用したアリーナ内における出展団体のブース設営及び撤去については、委託者側により10名程度の人員を配置予定とする。ただし、シート敷きやブース等の設置指示者及び養生テープ等の必要物品については、受託者側で用意するものとする。

なお、設営、撤去等は、「表1 会場使用可能日時」にすべて行うこと。

ア 横断幕

- ・規格 W7, 200mm×H900mm
- ・設営数 1式
- ※横断幕については、ステージ上部に掲げることを想定

イ 案内看板

- ・規格 自立式 (W600mm × H1,800mm)
- ・設営数 2枚
- ・片面のみデザイン

ウ 出展者看板

- ・規格 W900mm × H200mm
- ・設営数 20枚

エ 長机

- ・規格 W1,800mm × D450mm
- ・設営数 50台

オ パイプ椅子

- ・設営数 100脚

カ L型什器 (A3ラミネート付き)

- ・設営数 20本

キ ブルーシート

- ・規格 W3,600mm × H5,400mm
- ・番手 #1300
- ・設営数 8枚

ク タープテント

- ・規格 2.5m×2.5m
- ・設営数 2張

ケ 3坪テント

- ・設営数 1 張

コ 簡易音響材

芸術ホールで行う子ども向けファミリーコンサートに際し、必要な音響機材一式を揃えること。

サ 照明機材

芸術ホールで行う子ども向けファミリーコンサートに際し、必要な照明機材一式を揃えること。

シ ごみ箱

会場内全体の美化を図るため、ごみ箱（1 組）の設置を行うこと。ごみ箱については、市内の収集方法に準じ、可燃・資源ごみ（ビン・缶・ペットボトル）に分けて設置すること。また、事業終了後は、ごみを委託者の指定した場所に集積し、清掃による原状回復を行うこと。

なお、集積したごみの収集手配は委託者において行う。

（2）運営業務

ア 関係機関に提出する書類に必要な資料の作成

- ・会場の使用または占有許可申請や文化財の現状変更許可申請に必要な資料（会場レイアウトや占有物一覧等）を作成すること。
- ・文化財の現状変更終了届に必要な実施状況と使用後の原状回復が分かる写真を添付した報告書を作成すること。

※各種申請及び届出は委託者で行うものとする。

イ スタッフの配置

- ・運営担当者を 1 名以上配置すること。
- ・音響担当者を 2 名以上配置すること。
- ・照明担当者を 2 名以上配置すること。

ウ 運営補助業務

本フェスタに協力いただく「やまなしステージ・アート・プロジェクト実行委員会」より本フェスタへの参加依頼を行った団体との連絡調整及びプログラム実施の補助業務を行うものとする。体験プログラムの実施方法や実施場所等の具体的な詳細については、委託者と協議の上決定するものとする。

エ その他

- ・フェスタに出展予定の団体のスタッフ（230 名）に昼食（弁当・飲み物）を用意すること。

（3）印刷物作成業務

ア 募集チラシ・ポスターのデザイン及び作成

募集チラシ・ポスターを作成すること。内容については、委託者の了承を得ること。

【チラシ】

- ・概 要 A4 版・縦・4 色刷り両面カラー

- ・用紙種類 コート紙・90kg
- ・作成部数 5,000枚
- ・作成データ 作成データは、Adobe の Illustrator により、PDF 形式にて納品すること。

【ポスター】

- ・概要 B2版・縦・4色刷り片面カラー
- ・用紙種類 コート紙・110kg
- ・作成部数 200枚
- ・作成データ 作成データは、Adobe の Illustrator により、PDF 形式にて納品すること。

イ 会場案内図（スタンプラリー台紙）＆アンケート用紙のデザイン及び作成
会場案内図（スタンプラリー台紙）＆アンケート用紙を作成すること。会場全体でスタンプラリーを実施することから、会場案内図に加えたスタンプラリー実施可能な様式内容にすること。

- ・概要 A4版・縦・両面白黒印刷（①②のフェスタ共通）
- ・用紙種類 コート紙・90kg
- ・作成部数 500枚

5 留意事項

- （1）業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。
- （2）委託者と十分な連携をとり、本業務を実施するにあたり、綿密な協議を行い、受託者は、委託者の了承を受けてから作業を進めるものとする。
- （3）天災その他の不可効力により受託者に損害が生じた場合、受託者は委託者に対してその損害を請求することはできない。また、委託者・受託者の責任に抛らない天災その他不可抗力により事業が中止となった場合は、双方で協議を行う。
- （4）本業務において受託者が取り扱う個人情報については、委託者の保有する個人情報として甲府市個人情報保護条例（平成 15 年 12 月条例第 42 号）の適用を受けることに留意し、その適切な管理のために、必要な措置を講じること。
- （5）受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- （6）本業務において受託者が作成したコンテンツの著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利で、第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）、所有権、利用権は委託者に帰属するものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- （7）フェスタ開催に伴い、法律上の損害責任が生じた場合には、原則委託者で加入している損害保険で対応するが、受託者の故意または過失により委託者に損害を与えた場合、その損害について委託者に対し賠償の責を負うものとする。
- （8）その他、仕様書の内容について疑義が生じた場合や不明な事項については、事前に委託者と協議のうえ決定すること。